



# 電子 manifests 普及拡大事業

平成30年度予算（案）  
99百万円（90百万円）

## 背景・目的

### ○電子 manifests とは

manifests の記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を徹底し、不法投棄等を防止するためのもの。

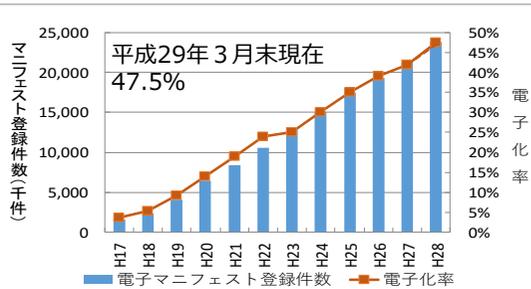
平成29年6月の廃棄物処理法改正により一部義務化。

## 電子 manifests 普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その普及を強力に推進する必要あり

- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（紙 manifests の保管が不要）

### 電子 manifests 普及率



### 収集運搬業者及び処分業者の電子 manifests 加入率（平成28年9月末現在）

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	32.3%
産業廃棄物処分業	57.0%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	76.3%
特別管理産業廃棄物処分業	81.1%

## 電子 manifests 普及の課題

### (1) 排出事業者や処理業者の加入促進

- 少量事業者にとって使用料金の割にメリットを感じ難い
- 紙 manifests に比べて登録作業が煩雑である

### (2) 電子 manifests の利便性の向上

- 排出事業者による manifests 登録が遅くなると、処理業者は終了報告ができない
- 排出事業者向けにスマートフォンやタブレットで簡単に電子 manifests の登録ができるアプリを開発しているが、処理業者についても紙 manifests と同様の感覚で使えるシステム改善が必要

### (3) 不適正事案への対応

- manifests の虚偽記載等の未然防止や不適正処理が行われた場合の迅速な原因究明のための不正防止機能の強化が必要

### (4) その他

- 電子 manifests の使用の一部義務化に向けたシステムの整備が必要
- 将来的に、全ての manifests 情報及び許認可情報の電子化、IT技術による効率的・効果的なシステム構築

## 事業概要

- 電子 manifests システムの機能強化
- 電子 manifests の利便性の向上
- 電子 manifests 普及啓発事業の実施

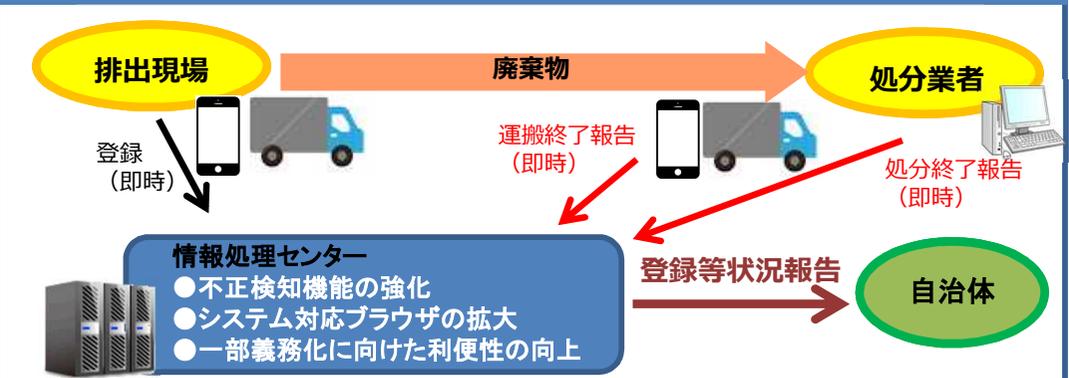
## 期待される効果

- 廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与。

## 事業スキーム



## 電子 manifests システムの機能強化・利便性の向上



### (1) 電子 manifests の機能強化

電子 manifests の登録の際に不適正な入力を検知し、警告する機能強化の検討

### (2) 電子 manifests システムの利便性の向上

- ① 収集運搬業者や処分業者が、運搬終了時や処分終了時に迅速にスマートフォン・タブレット等で終了報告ができるアプリケーションの開発
- ② 電子契約と電子 manifests の一体的運用の検討

## 電子 manifests 普及啓発事業の実施

- 研修会（電子 manifests の仕組み、メリット、導入事例等を説明）の開催
- 操作説明会（システムの実際の画面を使用し、操作方法を説明）の開催
- 産業廃棄物処理業許可等の許可申請に関する講習会等での電子 manifests の講義
- 電子 manifests の義務対象者に向けた普及啓発の徹底（各都道府県での説明会の開催）